

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(6)

## 目 次

### 規 則

○富山県理容師法施行規則及び富山県美容師法施行規則の一部を改正する規則 1

## 規 則

富山県理容師法施行規則及び富山県美容師法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第24号

富山県理容師法施行規則及び富山県美容師法施行規則の一部を改正する規則

(富山県理容師法施行規則の一部改正)

**第 1 条** 富山県理容師法施行規則（昭和34年富山県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

を

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
同一の場所で現に開設されている美容所の名称	

同一の場所で開設の届出 がされている美容所の開 設予定年月日	年 月 日
--------------------------------------	-------

に、

「 (添付書類)

- 1 理容所の構造設備の概要図
- 2 管理理容師の講習会修了証の写し
- 3 理容師法施行規則第19条第2項に規定する理容師の健康診断書
- 4 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」

を

「備考

1 添付書類

- (1) 理容所の構造設備の概要図
- (2) 管理理容師の講習会修了証の写し
- (3) 理容師法施行規則第19条第2項に規定する理容師の健康診断書
- (4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

- 2 「同一の場所で開設の届出がされている美容所の開設予定年月日」欄は、当該理容所の開設の届出と当該理容所と同一の場所における美容所の開設の届出を同時に行う場合においても記入すること。」

に改める。

(富山県美容師法施行規則の一部改正)

**第2条** 富山県美容師法施行規則（昭和34年富山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

を

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
同一の場所で現に開設されている理容所の名称	
同一の場所で開設の届出がされている理容所の開設予定年月日	年 月 日

に、

「 (添付書類)

- 1 美容所の構造設備の概要図
- 2 管理美容師の講習会修了証の写し
- 3 美容師法施行規則第19条第2項に規定する美容師の健康診断書
- 4 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」

を

「備考

1 添付書類

- (1) 美容所の構造設備の概要図
- (2) 管理美容師の講習会修了証の写し
- (3) 美容師法施行規則第19条第2項に規定する美容師の健康診断書
- (4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

- 2 「同一の場所で開設の届出がされている理容所の開設予定年月日」欄は、当該美容所の開設の届出と当該美容所と同一の場所における理容所の開設の届出を同時に行う場合においても記入すること。」

に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)